

産業財産権を巡る紛争の調停 —EU法とフランス法を題材に—

Mediation for Disputes Related to Industrial Property Rights : Perspectives from EU and French Law

畑 中 麻 子*
Asako WECHS HATANAKA

抄録 近年、調停制度は欧州において急速な発展を続けている。本稿では知的財産法における調停の役割について検討するにあたり、EU及びフランスにおける法と制度運用について考察を加え、権利義務処分能力及び公序を中心に産業財産権の紛争にかかる調停の制限事由を巡る解釈について論じる。

序

近年、調停制度は欧州において急速な発展を続けている。EUの機能に関する条約81条(2)(g)は、欧州議会及び理事会が紛争解決の代替手段(alternative methods)の発展を促す政策を講じるものと定めている。同条はリスボン条約発効に際し、特に調停の重要性を確認するために盛り込まれた新たな条文である¹。これと並行してEU法の整備が進められてきた。2008年に調停指令が施行され、2013年には消費者紛争のオンライン紛争解決にかかる指令及び規則が施行された²。

知的財産の領域にもその余波が広がっており、EU諸機構が調停制度の活用に着手している。まず、欧州共同体商標意匠庁(現欧州連合知的財産庁。以下、EUIPO)は2011年に調停制度を発足させた³。次に、欧州単一特許裁判所(以下、UPC)の設立へ向け2013年にはポルトガルとリトアニ

アの二カ所に調停仲裁センター(以下、UPC調停仲裁センター)を設置するための条約が採択された(以下、UPC協定)⁴。しかしながら、EUIPO及びUPC調停仲裁センターにおける調停については一定の制限が課されている。EUIPO調停決定では、「共同体商標及び意匠登録手続の絶対的拒絶理由等準拠法の下で当事者が任意に処分できない権利義務」は調停に付すことができないとされている⁵。UPC協定には「特許は調停又は仲裁手続によって無効化又は制限されてはならない」と明示規定されているが、同協定の暫定手続規則は「特許権者が特許を制限、放棄、又は無効化することに合意する義務を負わせる約定」の執行手続について定めている⁶。

* 立命館大学法学部 准教授
Associate Professor, Faculty of Law, Ritsumeikan University

こうした知的財産紛争を巡る調停の利用を制限する法規制は新たな動きである。しかし、EU による立法行為は制限事由を EU 法並びに加盟国国内法で規範化させる怖れがあり、同時に知的財産紛争を調停によって解決する妨げとなることが懸念される⁷。このような視座から、本稿では調停に関する法及び制度運用について EU 法を俯瞰した上で EU 加盟国の一例としてフランスについて考察を加え、産業財産権にかかる調停の制限事由について検討する。

1. 知的財産法における調停の位置付け

「悪しき合意は良き訴訟に勝る」という格言が唱和されるようになった⁸。裁判所は訴訟によらない合意を推奨し⁹、学術上も「意思主義 (consensualisme)」が再評価されている¹⁰。斯かる格言は知的財産を巡る紛争にも妥当するのであるうか。

(1) 定義を巡る問題

まず、調停とは何であるかについて触れておかなければならない。裁判外紛争解決と称される「ADR (Alternative Dispute Resolution)」は多義性を帯びた概念であり原語でも一義的な定義はない¹¹。フランスでは調停指令履行を受けて仏民訴法典 1530 条に裁判外で行われる「合意調停 (médiation conventionnelle)」の定義が設けられた¹²。民事裁判手続の過程で訴訟の全て又は一部について付され、当事者の合意をもって裁判官が調停人を指名する「司法調停 (médiation judiciaire)」とは区別される¹³。調停は「勸解 (conciliation, 斡旋とも訳される)」とは異なる手続として観念されるものの¹⁴、「和解 (英語では settlement, フランス語では transaction)」との異同については論じられてこなかった¹⁵。

そもそも、和解は実体法と手続法の二面性をもつ概念である。民法上の和解は互譲を黙示的な原則とする契約と定義されるのに対し¹⁶、手続法上の和解は調停を経ず行われた手続とされる¹⁷。従って、和解が調停の上位概念であるか否かによって契約としての成立要件及び効果に相違が生じることになる¹⁸。判例上は司法調停については合意に互譲が認められれば和解契約として認められる¹⁹。学説上は和解調停一元説と二元説の対立があり、一元説は和解と調停を同視し後者に和解契約にかかる諸条項を適用するが²⁰、二元説は調停と和解を区別する²¹。以上のように、民法上の調停の位置付けが不明瞭であることが調停制度の運用に際し問題となる。

(2) 研究の現状

知的財産法の分野ではこれまで紛争解決制度について論じられることは少なかった。フランスでは仲裁については特許紛争の仲裁適格を巡る解釈論の蓄積が為されてきたものの²²、概説書で調停に関する言及が為されたり²³、調停に関する研究が為されるに至ったのは²⁴、ごく最近のことである。

調停が知的財産法において目新しい存在であることについては二通りの説明ができるであろう。第一に、調停固有の機密性が研究を阻むとする考えである²⁵。第二に、調停は手続法及び知的財産法の二つの法領域を交差するために高度な専門性が必要となるとする考えである²⁶。しかしながら、現在の調停を巡る潮流を顧慮するならば、L. Bently と B. Sherman が指摘するように調停の知的財産法における潜在的役割について学術的研究が為される意義は高いように思われる²⁷。

(3) 調停機能の変遷

合意はそもそも知的財産権の保護目的に相反するという指摘がある。まず、禁止権として構成されている知的財産権は合意には馴染まない客体であると考えられてきた²⁸。また、知的財産法は私的領域と公的領域を区分する手段であるから、ADRの利用は制限されることが望ましいとも論じられている²⁹。こうした調停機能限定説はO.M. Fissのいわゆる「和解反対論」と親和性がある³⁰。これは裁判が当事者間の紛争を解決するのみならず、法規範生成の機能を果たしていることを重視する哲理である。

確かに現代における調停は司法へのアクセスを代替する手段として認識されてきた³¹。仲裁や調停が裁判と比べて低コストであり迅速であるという経済的便益が、知的財産紛争解決においても強調されてきたのである³²。このことは特に中小企業に有益であると指摘されてきた³³。しかし、近年は知的財産法に固有の問題を回避するために和解を利用する事例が看取されるようになった。例えば、訴訟による特許権の無効化を避けるためには和解が有効な手段であることが実証されている³⁴。また、調停は法によらない規範形成手段としても用いられている³⁵。調停を巡るこうした新たな動向はL. Cadetが指摘する「新たな社会規制の必要性」を象徴しているといえるであろう³⁶。

2. 調停に関する法と制度運用

調停は紛争解決手段の一つであるので法及び紛争解決機関の両輪によって制定及び運用される。そこで、本章では両者の現状について考察を加える。

(1) 法による規制

調停指令の目的はADRへのアクセス促進及び調停による紛争解決の推奨である³⁷。しかし、調停が紛争当事者の意思を根拠とする紛争解決手段であることに鑑みると、そもそも法による介入の態様と程度については理由付けが必要である³⁸。知的財産の領域においては調停はどの程度規制されているのであろうか。本節から明らかになるのは調停が知的財産権の権利行使の手段として必ずしも十分に認知されてこなかったということである³⁹。

①EU法

知的財産の実体法規に関するEU法を概観すると、調停制度は明文規定または加盟国の自由裁量により制定されてきたことが分かる。明文規定の有無は調停の法理にどのような効果をもたらすのであろうか。産業財産権を巡る紛争の調停については、まず前述の通りUPC協定及びEUIPO調停決定に規定がある。更に、2015年商標指令には登録異議申立にかかる当事者の和解(friendly settlement)について規定が為された⁴⁰。こうしたEU法上の明文或いは加盟国に履行義務を課す条項は直接的に調停制度を促進させることにつながる⁴¹。反対に、加盟国による個別規制に委ねられてきた分野では権利者にとって権利行使における不安要素となりかねない。いわゆる水際規則における広義の和解の運用がその例である。

水際規則においては和解の合法性を巡る解釈は段階的変遷を経ており、加盟国による運用の相違が顕著であった。問題となるのは税関により通知された侵害品の被疑者に関する情報を利用した和解行為及び和解契約の合法性である。そもそも和解が当事者が被疑物品の破棄に同意する目的で、或いは物品破棄・侵害補填等の費用及び侵害停止

要求について合意する目的で行われる限りにおいては禁止されるべきではないとされる⁴²。しかし、1994年規則のもとでは情報利用は管轄機関に侵害判断を求める場合に限定されていた⁴³。同規則を改正した2003年規則では情報利用による和解行為が明示的に禁止されるには至らなかったが、国内法により別途定めがない限り禁止されると定められ、違反した場合には民事責任が課されていた⁴⁴。多くの加盟国で和解の運用が容認される中、フランス・ドイツでは和解が禁じられ、オーストリアでは反対に和解が推奨されてきた⁴⁵。また、和解契約の合法性が問題とされるのはライセンス締結を通じて被疑品がEU域内へ輸入されると水際規則の基本原則に反するためである。ラトビア・リトアニア・スロバキア・スロベニアにおいては容認されるが、イギリスでは理由付けが必要とされる⁴⁶。反対に、ベルギー・ハンガリー・ルクセンブルグ・マルタ・ポルトガルではライセンス締結は認められないとされる⁴⁷。

2003年規則は2013年に再び改正され、情報の利用制限事由が限定列举されるに至った。その結果、民事責任に関する条項は削除され、被疑者に関する情報をもとに当事者の和解が許容される範囲は物品の破棄及びデポジットの支払額に関する合意に限定された⁴⁸。従って、和解行為及び和解契約の合法性を巡る解釈と加盟国による運用には調和がもたらされるに至ったのである⁴⁹。

②フランス法

フランスにおいては仏特許法に職務発明を巡る勸解制度について定められているのみで、産業財産権にかかる紛争の調停及び商標権・意匠権の調停制度についての明示規定はない。1978年に導入されたCNIS（Commission Nationale des Inventions

de Salariés）による勸解制度は⁵⁰、長期に渡る訴訟に代わり迅速かつ紛争当事者及び公益の間における均衡が取れた解決を目指し⁵¹、実定法に欠如している詳細を補足するために立法化された⁵²。1980年に施行されて以来CNISを通じて解決された紛争は相当数ある⁵³。豊富な運用件数は勸解書の執行が可能である点⁵⁴、またCNISに広範な権能が与えられている点に起因すると考えられている⁵⁵。

(2)紛争解決機関による制度運用

近年、知的財産紛争に特化した紛争解決機関の増加が著しい⁵⁶。本節では産業財産権の紛争処理機関であるEUIPO及びUPC調停仲裁センターを取り上げ、調停制度が導入された背景及び運用実体について分析する。

①EUIPO

EUIPOの紛争解決制度は商標及び意匠登録手続と関連付けられている点に特徴がある。広義の和解は、商標登録の異議申立が和解期間中に取下げられた場合に手数料が払戻されることから⁵⁷、2015年商標規則に規定される前から長く活用されてきた⁵⁸。対して、調停が導入されたのは無効審判手続においてである⁵⁹。調停は候補者名簿に掲載された調停人により行われる⁶⁰。2011年に導入されて以来現在までに15件の申請があり、6件が合意に至っている⁶¹。手続規程の詳細については省略するが、調停合意の執行にかかる定めがない点や⁶²、調停が無効審判手続に組み込まれており費用が無料である点などが特筆に値するであろう⁶³。EUIPO調停決定が調停を制限しているのは前述の通りであり、商標および意匠の絶対的登録要件を巡る争いについては調停へ付すことができない。なお、2015年商標規則は調停センターの設立が可能であるとしている⁶⁴。同センターでは調

停の利用範囲が商標登録異議申立へ拡大されるため⁶⁵、設立されると更なる調停制度の活用が見込まれる⁶⁶。

②UPC調停仲裁センター

UPC 調停仲裁センターの設置は特に中小企業により要請されたものである⁶⁷。欧州議会は官僚主義を緩和し訴訟費用の削減につながるものとして、同センターの設置を積極的に評価している⁶⁸。UPC 協定は UPC 調停仲裁センターが次の三機能を担うと規定している⁶⁹。それらは特許紛争の仲裁及び調停のための設備提供、仲裁及び調停の手続規則制定、仲裁人及び調停人のリスト作成である。同センターの運用については今後の発展が待たれるところである。

UPC 協定は和解が調停の上位概念であると規定している⁷⁰。同協定 35 条(2)及び暫定 UPC 手続規則 11 条(1)により調停が制限されているのは前述の通りであるが、これらの条項が意味するのは、対世効としての特許権の効力は調停不適格であるが、調停合意の効果が当事者間に限定される限りにおいては紛争を調停により解決することができるということである⁷¹。仲裁及び調停を含む和解手続による合意は UPC により「承認 (confirm)」され執行が可能であると規定されている⁷²。

(3)小括

知的財産権について定めた EU 指令及び規則は膨大な数に及ぶが、単一特許乃至欧州連合商標及び意匠を巡る紛争の調停制度については基本的な整備が進んでいると言える。水際規則で広義の和解が規制される根拠は侵害品取締にあり、それ以外の場面では法は調停制度を促進する目的を果たしていると言えるだろう。しかし、フランス法で

はより積極的に調停制度を導入する余地があるであろう。

対して紛争解決機関による調停制度運用についてはまだ黎明期にあることから、今後の進展を見守ることが肝要である。EUIPO 及び UPC 調停仲裁センターにおける調停の制限規定から導き出されることは、行政庁の審査により決定される産業財産権の効力は私的自治に馴染まないということである。しかし、前者ではその根拠を紛争当事者の権利義務処分能力と明示しているのに対し、後者における制限根拠については説明が為されていない。そこで、次章では調停の制限を巡る法解釈について検討する。

3. 調停の制限事由

ここまでの考察は調停制度を積極的に捉えるものであった。しかしながら、調停は「万能」ではない⁷³。EU 法及びフランス法上は、調停の制限事由は権利義務処分能力及び公序 (ordre public) を巡る実体法の解釈、執行手続上の問題、そして競争法による規制という異なる位相において現れる。

(1)実体法を巡る解釈

上述の通り、EU 諸機関の調停制度においては第三者に効力が及ぶ場合には産業財産権の効力にかかる紛争は調停不適格であるとされている。実定法上は当事者の権利義務処分能力及び公序が制限事由として働くが、その外縁については実体法を巡る解釈により決定される。

①権利義務処分能力

調停指令は「準拠法の下で当事者が任意に処分できないと定められている権利義務」については同指令は適用されないと規定しており、収入・税

関・行政事件などが調停の不適合事由として明示されている⁷⁴。従って、国際紛争においては調停の制限は準拠法により決定される⁷⁵。フランスでは和解及び仲裁については仏民法典 2045 条及び 2059 条に同制限が付されているが、調停についてはそのような規定がない。仏民訴法典 1529 条は調停に付すことのできる紛争を「民事・商事・社会・農業の領域」と限定列挙しているものの、調停指令と比べると広範かつ曖昧な規定となっている。はたして、産業財産権の効力は当事者が任意に処分できない権利義務とみなされるのだろうか。

仏民訴法典 1529 条の解釈を巡る判決はまだないが、特許権の効力は和解契約締結そのものには影響を及ぼさないとされている。仏民法典 2054 条は「無効証書 (titre nul)」の履行としての和解に取消訴権を認めているが、破棄院は和解契約が特許権の有効性を前提としたライセンス料の支払について締結された場合には、特許権が和解成立後に無効とされても和解契約自体は無効にならないと判断している⁷⁶。

②公序

契約の自由が契約法における大原則である反面、公序が自由を制限する事由であることには議論の余地がないであろう⁷⁷。調停合意は契約であるので仏民法典 6 条の公序良俗規定が適用され、後述する執行手続において問題となりうるが、本条の解釈を巡る判決がないことから仲裁における公序を巡る解釈について検証する。

公序を制限根拠として捉える「客体の仲裁適格 (objective arbitrability)」についてはかなりの先行研究がある⁷⁸。実定法上産業財産権の効力に関する争いを仲裁に付すことを明示的に禁止している

国は少なく、多くの国は制限付きで容認又は全面容認している⁷⁹。仏民法典 2060 条 1 項は「一般的に公序にかかわるすべての事項については仲裁契約を行うことができない」と規定していることから、フランスでは制限付きで仲裁適格が容認されていると言える。しかし、学説は公序について厳格説を採るため産業財産権の効力にかかる仲裁適格を否定してきた。何をもって公序とするかについては諸説があり、行政庁及び裁判所の管轄権⁸⁰、商業の自由⁸¹、あるいは産業財産権の対世効に依拠するものに大別される⁸²。判例も厳格な否定説を採ってきた。例えば、登録品種と種苗の譲渡を約束した仲裁判断について、権利範囲を巡る争いは契約解釈ではなく公序の問題であるから仲裁不適合であると破棄院で判断されている⁸³。ところが、2008 年の判決を機に柔軟解釈へと舵がきられた。パリ控訴院は仲裁判断の効果が当事者間に限定されるかぎりにおいては (inter partes)、付帯請求された場合に限り特許権の効力に関する争いについても仲裁に付すことができるとした⁸⁴。この限定解釈は破棄院でも是認されている⁸⁵。しかしながら、同解釈が特許権の効力にかかる訴えが付帯請求でない場合にまで及ぶかについては解釈の余地が残されたままである⁸⁶。こうした判例変更を受け知的財産法典も改正された。特許発明・半導体集積回路・商標を巡る民事訴訟及び競争法を含む訴えについては、「仏民法典 2059 条及び 2060 条に規定された条件の範囲で仲裁へ付すことを妨げるものではない」と定められていたが、2011 年の法改正によって同条文が著作権・著作隣接権及びデータベース・種苗・意匠・地理的表示にかかる権利へも適用されるに至ったのである⁸⁷。

公序を巡る解釈には批判も多い。C. Jarrosson は曖昧さを排除するために仲裁適格の根拠を公序で

はなく権利義務処分能力に求めるべきだと指摘している⁸⁸。また、仏民法典 2060 条については立法時の審議が不十分であった等の背景を踏まえ、T. Clay は同条を削除するか同条 1 項を「万人が財産的権利 (droits patrimoniaux) について仲裁に付することができる」と改正するべきであると提案している⁸⁹。同提案を採択するならば、限定解釈における仲裁適格の制限事由は更に矮小化されることになるであろう。

(2) 執行手続上の問題

調停指令制定以前は調停合意 (accord de médiation) の履行は当事者に委ねられていたが、同指令の履行に伴い、裁判所は「許可 (homologation)」という手続きによって民事調停あるいは裁判外調停により締結された合意を承認し執行力を付与することが可能になった⁹⁰。その際に調停合意の合法性が問われるが、この点について仏民法訴訟法典には瑕疵がある。同 1565 条 2 項が「提出された合意にかかる文言について裁判官は修正しない」と規定しているのに対し、同 1566 条 1 項は「必要と認められない限りにおいては (合意を) 弁論なしで承認する」と規定している。調停合意について、裁判官が一切の審理をしないと規定と必要に応じて弁論の機会を設けて審理をするという規定が混在しているのである。

和解契約の合意内容については公序との適合性が審理される⁹¹。立法趣旨も同旨であるとされている⁹²。調停合意については、裁判官は調停合意を許可する義務はないが少なくとも司法調停の場合には合意内容が紛争当事者の権利を保護しているかについて審理する必要があると破棄院が判断している⁹³。もっとも、学説上は手続上の効率性を優先して形式審理に留めるべきであるとする形

式審理説と⁹⁴、執行手続が裁判行為であることから実体審理を認める実体審理説の対立がある⁹⁵。

(3) 競争法による規制の可能性

この他、調停の限界については競争法も勘案されなければならない。競争法が事後規制として適用された例としては、欧州委員会による後発薬品を巡る和解監視事件がある⁹⁶。いわゆる「pay for delay」が後発薬品会社の弱い立場を悪用した不正競争行為であるか否かについては、和解が訴訟に伴う高額費用と予測できない裁判判決を回避するために利用されている場合には否定されえないであろう⁹⁷。反対に、事前規制がなされることもある。米国の事例ではあるが、いわゆるグーグルブック和解事件がある⁹⁸。事前規制の合法性については議論があるが、新しい市場の創設においては不正とされる競争行為による消費者への悪影響が社会便益に著しい不均衡をもたらす場合に限定されるべきである⁹⁹。インターネットを含むデジタル技術の進化による影響が大きい知的財産の領域においては、特に重要な判断要素であろう¹⁰⁰。

(4) 小括

以上の通り、若干の不確定要素が残されているものの、和解及び仲裁においては権利義務処分能力及び公序による制限は柔軟に解釈され、産業財産権の効力についても当事者間における自治が容認されるといえる。従って、この解釈が調停においても適用されるかが問題として残る。まず、調停と仲裁は異なる手続として観念されているため、仲裁適格を巡る解釈については調停への適用は難しいであろう。次に、和解については前述の通り調停との異同に関する争いがあるため解釈に委ねられる事になる。しかし、仏民法典 2054 条を巡る解釈が調停に適用されるか否かについては慎

重なる判断が必要となろう。和解調停一元説に依拠する場合は特許権が無効化されても調停合意には影響を及ぼさない事になり、権利義務処分能力にかかる制限事由は消滅する事になる。逆に、和解調停二元説に依拠する場合は制限事由が残されうる。従って、最終的な結論を出すには今後の司法判断を待つよりほかない。

ここまでの考察を総括すると、本稿で検証した制限事由が紛争当事者の調停による自治領域を侵食する絶対的根拠はないと結論付けることができるであろう。利害関係者には無効審判手続及び訴訟手続が保証されており、産業財産権の効力が調停による紛争解決を制限する理由はない。あるとすれば、公序が調停合意の執行を妨げる場合か競争法による規制が働く場合だが、前者については形式審理説を採るのであれば問題なく、後者についても社会への弊害が見込まれる場合以外には問題とならないであろう。調停がそもそも裁判を代替する手段として発展してきた現代社会の背景を考えると、効率を優先する形式審理説には説得力がある。また、法規制によらない調停制度の設計方針に従うのならば、民法上も和解と調停を区別する二元説が有力となるであろう。

結

本稿では欧州における調停制度の発展を契機とし、EU 法及びフランス法における産業財産権を巡る紛争にかかる調停の制限事由を中心に検討した。その結果、調停を促進する動きと制限する動きが混在していることが明らかにされたが、産業財産権の効力を巡る合意が第三者に効力を及ぼさない限りにおいては、いかなる紛争も調停による解決が可能であると結論付けられる。

以上を踏まえると、EUIPO 及び UPC 調停仲裁センターの産業財産権を巡る調停の制限規定には確認規定としての意義しか見出せないであろう。しかしながら、知的財産の領域において調停制度の活用を促進させるためには、制限事由ではなく調停が可能な範囲を明示することに意味があるのではないだろうか。これは法解釈を巡る争いを解消することにもつながる。従って、仮に調停の制限が EU 加盟国及び紛争解決機関において規範化されていくなれば、否定的文言ではなく肯定的文言を用いるべきであろう。具体的には、「産業財産権の効力を巡る民事紛争については、合意の効果が当事者間に限定される限りにおいては調停による解決が可能である」という規定が考えられる。同時に、知的財産法規に調停制度を導入することが望まれる。フランス法では知的財産法典の仲裁にかかる諸条項の言及範囲を調停へ拡張することが可能となろう¹⁰¹。

注

- * URLの最終閲覧日は2016年8月28日。
- * *フランス法の和訳については、以下を参照した。法務大臣官房司法法制調査部『法務資料第四四一号 フランス民法典—物権・債権関係—』（昭和57年），中村紘一他（監）『フランス法律用語辞典（第三版）』（三省堂，2012年）。
- ¹ J. Schwarze (Hrsg.), *EU-Kommentar* (3. Auf., Nomos-Helbing Lichtenhahn-facultas.wuv, Baden-Baden, Basel, Wien, 2012), p. 1046 ; R. Geiger, D.-E. Khan and M. Kotzur, *European Union treaties* (Beck, München, 2015), p. 441.
- ² Directive 2008/52/EC of the European Parliament and of the Council of 21 May 2008 on certain aspects of mediation in civil and commercial matters, *OJ L* 136, 24.05.2008, p. 3 ; Directive 2013/11/EU of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on alternative dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004, *OJ L* 165, 18.06.2013, p. 63 ; Regulation (EU) No 524/2013 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on online dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC, *OJ L* 165, 18.06.2013, p. 1.
- ³ Decision No. 2013-3 of the Presidium of the Boards of Appeal of 5 July 2013 on the amicable settlement of

- disputes (以下, Decision on mediation), available online at < <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/mediation> >.
- ⁴ Art. 35 (1), Agreement on a Unified Patent Court, Council document 16351/12 of 11.01.2013 (以下, UPC Agreement).
- ⁵ Recital 4 and Art. 1(2), Decision on mediation.
- ⁶ Arts. 35(2) and 79, UPC Agreement ; R. 11(1), Preliminary set of provisions for the rules of procedure of the Unified Patent Court, 18th Draft of 19.10.2015 (以下, UPC Rules), available online at < <https://www.unified-patent-court.org/> >.
- ⁷ UPC協定はEU加盟国一部の間で締結された条約だが, ここでは便宜上EU法として扱う。
- ⁸ “Un mauvais arrangement vaut mieux qu’un bon procès” (H. de Balzac, *Illusions perdues* (t. IV., Scènes de la vie de province, éd. Furne, Béthune et Plon, Paris, 1843) in : J.A. Ducourneau (dir.), *Oeuvres complètes illustrées de Balzac : La comédie humaine* (8^e vol., 1^{er} partie, Études de moeurs, II. Livre, rep., Graphoprint, Paris, 1966), p. 568. See M. Foulon et Y. Strickler, “Modes alternatifs de résolution des litiges”, J.-Cl. Procédure civile, Fasc. 1000 (12 février 2014, dernière mise à jour 15 février 2016), para. 1 ; J.-M. Bruguière, “Introduction” in : J.-M. Bruguière (éd.), *Les modes alternatifs de règlement des litiges de propriété intellectuelle* (Dalloz-Sirey, Paris, 2012), p. 1.
- ⁹ Institut des Haute Etudes sur la Justice, *La prudence et l’autorité : L’office du juge au XXI^e siècle* (mai 2013), p. 31, available online at < http://www.ihej.org/wp-content/uploads/2013/07/rapport_office_du_juge_mai_2013.pdf >.
- ¹⁰ See H. Solus et R. Perrot, *Droit judiciaire privé* (3^e éd., Sirey, Paris, 1991), para. 1179.
- ¹¹ “[T]he true definition of ADR is much debated” (D. Foskett (ed.), *The law and practice of compromise* (7th ed., Sweet & Maxwell, London, 2010), para. 35-01). ADRに内包される英語の概念には, 以下が挙げられる。Amicable settlement, arbitration, mediation, conciliation, negotiation, early neutral evaluation, expert determination, opinion or advisory opinion, ombudsman, mini-trial等。
- ¹² 「構造化された手続であり, 二人又は複数の当事者が合意に至るために, あらゆる裁判手続外で紛争を円満に解決する目的の下, 当事者が選んだ中立で権能があり勤勉さを持って任務を遂行する第三者により仲介されること」 (Art. 2, décret n° 2012-66 du 20 janvier 2012 relatif à la résolution amiable des différends)。
- ¹³ 仏民訴法典131-1条乃至131-2条。
- ¹⁴ 勸解において紛争当事者を仲介する「勸解人 (conciliateur de justice)」については法規制されている (Décret n° 78-381 du 20 mars 1978 relatif aux conciliateurs de justice)。この点で「調停人 (médiateur)」が仲介する調停とは区別される。仏民訴法典129-2条, 131-4条乃至131-5条, 1532条及び1536条を参照。
- ¹⁵ B. Pons, *Contrat de transaction – Solutions transactionnelles* (Dalloz, Paris, 2014), p. 2.
- ¹⁶ 仏民法典2044条乃至2058条。
- ¹⁷ 仏民訴法典1567条。
- ¹⁸ フランスでは和解を巡る民法諸規定を簡素化する法案の審議中であり, 仏民法典2053条乃至2058条が削除される可能性がある。その場合, 残される問題は和解契約の成立要件について定めた仏民法典2044条及び効果について定めた同2052条が調停にも適用されるかということになる (Art. 6 2^o et 3^o, projet de loi n° 661 portant application des mesures relatives à la justice du XXI^{ème} siècle (2014-2015))。
- ¹⁹ CA Pau, 2^e ch. sec. 1, 30.12.2014, n° 14/4623, 14/00600, inédit.
- ²⁰ T. Clay, “Transactions et autres contrats relatifs aux litiges” in : B. Mallet-Bricourt et C. Nourissat (dirs.), *La transaction dans toutes ses dimensions* (Dalloz, Paris, 2006), p. 15 ; B. Pons, *op.cit.*, p. 12 ; P. Malaurie, L. Aynès et P.-Y. Gautier, *Les contrats spéciaux* (3^e éd., Defrénois, Paris, 2007), para. 1099.
- ²¹ H. Croze, “Médiation : entrée en vigueur de l’ordonnance du 16 novembre 2011 transposant la directive Médiation”, *Revue Procédures* 2012, n° 2, repère 2 ; A. Jeammaud, “Genèse et postériorité de la transaction” in : B. Mallet-Bricourt et C. Nourissat (dirs.), *op.cit.*, p. 9.
- ²² See A. Chavanne et J.-J. Burst, *Droit de la propriété industrielle* (1^{er} éd., Dalloz, Précis, Paris, 1976), paras. 236 et 766.
- ²³ N. Binctin, *Droit de la propriété intellectuelle* (3^e éd., LGDJ, Paris, 2014), paras. 1354-1357 ; L. Marino, *Droit de la propriété intellectuelle* (PUF, Paris, 2013), p. 51 et para. 30.
- ²⁴ J. Lang, *A practical guide to mediation in intellectual property, technology and related disputes* (Sweet & Maxwell, London, 2006) ; M. Groß, *Mediation im gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht* (Beck, München, 2009).
- ²⁵ L. Bently and B. Sherman, *Intellectual property law* (4th ed., Oxford University Press, Oxford, 2014), p. 1236.
- ²⁶ G. Schriccker, “The importance of intellectual property enforcement in academia and practice” in : G. Schriccker (ed.), *Symposium on enforcement of intellectual property rights and patent litigation (10 to 14 September 2001)* (European Patent Office, 2002), p. 1.
- ²⁷ “While alternative dispute resolution is used in many areas of law, it has not been widely used to resolve disputes concerning intellectual property. It seems, however, that this may change.” (L. Bently and B. Sherman, *op.cit.* (3rd ed., 2009), pp. 1097-1098).
- ²⁸ A.-C. Renouard, *Traité des droits d’auteurs dans la littérature, les sciences et les beaux-arts* (t. 2, Jules Renouard et cte. Libraires, Paris, 1838), para. 4 ; B. Kahlvadjan, *Le contrat d’auteur, outil d’anticipation* (Thèse, Presse Universitaire d’Aix-Marseille, Aix-en-Provence, 2008), para. 274.
- ²⁹ N. Lee and M. Norrgård, “Alternatives to litigation in IP disputes in Asia and in Finland”, *California Western International Law Journal*, Vol. 43 (2012), pp. 139-140.
- ³⁰ O.M. Fiss, “Against settlement”, *Yale Law Journal*, Vol. 93, No. 6 (1984), p. 1073 ; *ibid.*, “The history of an idea” in : Symposium “Against settlement : Twenty-five years later”, *Fordham Law Review*, Vol. 78, No. 3 (2009), p. 1273.
- ³¹ M. Cappelletti and B. Garth, “Access to justice : The worldwide movement to make rights effective. A general report” in : M. Cappelletti and B. Garth (eds.), *Access to justice* (Vol. 1, Book 1, Sijthoff and Noordhoff, Alphen aan den Rijn, 1978-1979), p. 6.
- ³² 拙稿「WIPO仲裁・調停による知的財産権紛争の解決」『A.I.P.P.I.』54号6巻 (2009年) 4頁。
- ³³ European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee : An industrial property rights strategy for Europe*, COM(2008)465 final, p. 12.
- ³⁴ J.R. Allison, M.A. Lemley and J. Walker, “Patent quality

- and settlement among repeat patent litigants”, *Georgetown Law Journal*, Vol. 99 (2011), pp. 678 *et seq.*
- ³⁵ See A. Wechs Hatanaka, *What liability for Internet service provider faced with trade mark infringement on Internet auction site and shopping mall ? : Comparison between Europe, France, Germany and Japan* (Institute of Intellectual Property, Tokyo, June 2013), p. 8 ; European Commission, “Mediation on private copying and reprography levies : António Vitorino presents his Recommendations to Commissioner Barnier”, available online at < http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-80_en.htm >.
- ³⁶ L. Cadiet, “Préface” in : L. Cadiet (dir.), *Médiation et arbitrage* (Litec, Paris, 2005), p. 7.
- ³⁷ 調停指令1(1)条。
- ³⁸ 垣内秀介「国によるADRの促進」早川吉尚他(編)『ADRの基本的視座』(不磨書房, 2004年)66-68頁, 及び70-71頁。
- ³⁹ C. Geiger, X. Seuba and A. Wechs Hatanaka, “Civil enforcement of intellectual property rights : public consultation on the efficiency of proceedings and accessibility of measures : CEIPI’s comments on the public consultation, with a focus on alternative dispute resolution mechanisms” (June 2013), p. 5, available online at < <http://www.ceipi.edu/index.php?id=5415> >.
- ⁴⁰ Art. 43(3), Directive (EU) 2015/2436 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2015 to approximate the laws of the Member States relating to trade marks, *OJL* 336, 23.12.2015, p. 1.
- ⁴¹ C. Geiger, X. Seuba and A. Wechs Hatanaka, *op.cit.*, pp. 9-10.
- ⁴² O. Vrins and M. Schneider (eds.), *Enforcement of intellectual property rights through border measures* (2nd ed., Oxford University Press, Oxford, 2012), paras. 5.468-469.
- ⁴³ ECJ Case C-223/98, *Addidas AG*, 14.10.1999, para. 31.
- ⁴⁴ Art. 12, Council Regulation (EC) No 1383/2003 of 22 July 2003 concerning customs action against goods suspected of infringing certain intellectual property rights and the measures to be taken against goods found to have infringed such rights, *OJL* 196 of 02.08.2003, p. 7.
- ⁴⁵ O. Vrins and M. Schneider (eds.), *op.cit.*, paras. 6.132-134, 14.263 and 15.113.
- ⁴⁶ *Ibid.*, paras. 20.76, 21.96, 28.69, 29.85 and 32.110.
- ⁴⁷ *Ibid.*, paras. 7.141-142, 22.118, 23.90 and 26.248. なお、ハンガリーでは並行輸入品のライセンス締結は容認される(*ibid.*, para. 17.84)。
- ⁴⁸ Art. 21(e) and (f), Regulation (EU) No 608/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 concerning customs enforcement of intellectual property rights and repealing Council Regulation (EC) No 1383/2003, *OJL* 181, 29.06.2013, p. 15.
- ⁴⁹ O. Vrins, “The European Commission’s proposal for a regulation concerning customs enforcement of IP rights”, *Journal of Intellectual Property Law and Practice*, Vol. 6, No. 11 (2011), p. 795.
- ⁵⁰ Loi n° 78-742 du 13 juillet 1978 modifiant et complétant la loi 681 du 2 janvier 1968 tendant à valoriser l’activité inventive et à modifier le régime des brevets d’invention.
- ⁵¹ Comment of the legislator P. Marcilhacy in : A. Françon et C. Goyad (eds.), *Journée d’étude relative à la loi du 13 juillet 1978 sur les brevets d’invention (Paris, 12 octobre 1978)* (Economica, Paris, 1979), pp. 18-19.
- ⁵² L. Chauveau, “La protection des droits des salariés inventeurs” in : *Études sur la propriété industrielle, littéraire, artistique : Mélanges Marcel Plaisant* (Sirey, Toulouse, 1960), p. 41.
- ⁵³ 2009年12月31日時点で400件を超えているが、それ以降の統計資料は見当たらない。< http://www.cncpi.fr/fc/kupload/File/2010_10_30_INPI_Commission%20National%20Inventions%20Salaries_CNIS.pdf >.
- ⁵⁴ 仏知的財産法典R. 615-29条。
- ⁵⁵ G. Bonet, “La protection des inventions de salariés et son application par la commission paritaire de conciliation” in : G. Bonet (ed.), *Aspects actuels du droit commercial français : Etudes dédiées à René Roblot* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1984), pp. 118-119.
- ⁵⁶ WIPO仲裁調停センター, 日本知的財産仲裁センター, ソフトウェア情報センター, ユニオンデファブリアンADRセンター, Association de Médiation et d’Arbitrage des Professionnels de l’Audiovisuel, Centre de Médiation Culturelle等。
- ⁵⁷ Art. 42(4), Council Regulation (EC) No 207/2009 of 26 February 2009 on the Community trade mark, *OJL* 78, 24.03.2009, p. 1 (以下, CTMR) ; Rule 18(5), Commission Regulation (EC) No 2868/95 implementing Council Regulation (EC) No 40/94 on the Community trade mark, *OJL* 303 of 15.12.1995, p. 1, as of 23.03.2016.
- ⁵⁸ V. von Bomhard, “Opposition proceedings and third party observations” in : J. Gyngell (ed.), *The Community trade mark* (INTA, 2nd ed., 2005), VII. 11.
- ⁵⁹ Art. 57(4), CTMR ; Art. 31(5), Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community Designs, *OJL* of 05.01.2002, p. 1.
- ⁶⁰ Art. 3(1), Decision on mediation.
- ⁶¹ EUIPO Annual Report (2015), p. 20, available online at < <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/annual-report> >.
- ⁶² See Art. 11, EUIPO Rules on mediation, available online at < <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/mediation> >.
- ⁶³ Art. 9.1, EUIPO Rules on mediation.
- ⁶⁴ Recital 33, Arts. 123b(3) and 137a(1), Regulation (EU) 2015/2424 of the European Parliament and of the Council of 16.12.2015 amending Council Regulation (EC) No 207/2009 on the Community trade mark and Commission Regulation (EC) No 2868/95 implementing Council Regulation (EC) No 40/94 on the Community trade mark, and repealing Commission Regulation (EC) No 2869/95 on the fees payable to the Office for Harmonization in the Internal Market, *OJL* 341, 24.12.2015, p. 21 (以下, EUTMR).
- ⁶⁵ Art. 137a(4), EUTMR.
- ⁶⁶ 調停センター設立の有無についてはEUIPO理事会により決定される (S. Stürmann, “Verfahren vor dem EUIPO : Anregungen zur Vermeidung typischer Verfahrensmängel – Teil 3 : Lösungs- und Beschwerdeverfahren”, *GRUR-Prax* 2016, p. 118, para. 10) 。
- ⁶⁷ European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council – Enhancing the patent system in Europe*, COM (2007) 165 final, p. 14.
- ⁶⁸ Opinion of the Committee on Industry, Research and Energy, A7-0009/2012, p. 12.
- ⁶⁹ Art. 35(2), (3) and (4), UPC Agreement.
- ⁷⁰ See *supra.*, fn. 6.
- ⁷¹ 学説も同旨。See J. de Werra, “New developments of IP arbitration and mediation in Europe : The patent Mediation

- and Arbitration Center instituted by the Agreement on a Unified Patent Court”, *Revista Brasileira de Arbitragem* (2014), pp. 27-29 ; E. Treppoz, “Brevet européen à effet unitaire et juridiction unifiée : une attente récompensée ?”, *RTD Eur.*, n° 4 (2013), p. 909.
- ⁷² R. 11(2) and 365(1), UPC Rules.
- ⁷³ L. Cadiet (dir.), *Droit judiciaire privé* (8^e éd., LexisNexis, Paris, 2013), para. 427.
- ⁷⁴ 調停指令1条(2)。
- ⁷⁵ C. Nourissat, “Directive n° 2008/52/CE du Parlement européen et du Conseil du 21 mai 2008 sur certains aspects de la médiation en matière civile et commerciale”, *Revue Procédures* 2008, n° 11, étude 9, para. 6.
- ⁷⁶ Cass. com., 28.01.2003, Bull. Civ. IV, n°11, p. 12 ; *Prop. ind.* 2003, n°5, comm. 36, comm. J. Raynard.
- ⁷⁷ F. Terré, P. Simler et Z. Lequette, *Droit civil - Les obligations* (11^e éd., Précis Dalloz, Paris, 2013), para. 35.
- ⁷⁸ 特に重要な文献として、以下を参照せよ。M. Blessing (ed.), *ASA conference objective arbitrability – antitrust disputes – intellectual property disputes (Zürich, 19 November 1993)* (ASA Special Series No. 6) ; P. Florenson (ed.), *Arbitrage et propriété intellectuelle (Colloque de l’IRPI Paris, 26 janvier 1993)* (Litec, Paris, 1994) ; ICC, “Final report on intellectual property disputes and arbitration”, *ICC International Court of Arbitration Bulletin*, Vol. 9, No. 1 (1998), p. 37 ; K. Youssef, “The death of inarbitrability” in : L.A. Mistelis (ed.), *Arbitrability : International and comparative perspectives* (Kluwer Law International, the Hague, 2009), pp. 52-55 ; A.P. Mantakaou, “Arbitrability and intellectual property disputes” in : L.A. Mistelis (ed.), *ibid.*, p. 263 ; J. Raynard, “Arbitrage et propriété intellectuelle – Contributions au colloque du Comité français de l’arbitrage, 18 octobre 2013 : Introduction générale”, *Revue de l’arbitrage*, No. 2 (2014), p. 267 et seq.
- ⁷⁹ 拙稿、前掲、6頁。
- ⁸⁰ E. Blanc, *Traité de la contrefaçon en tous genres et de sa poursuite en justice* (4^e éd., Henri Plon et Cosse, Paris, 1855), p. 584 ; E. Pouillet, *Traité théorique et pratique des brevets d’invention et des secrets de fabrique* (6^e éd., Marchal & Billard, Paris, 1911), para. 595 ; *ibid.*, *Traité des marques de fabrique et de la concurrence déloyale en tous genres* (6^e éd., Marchal & Godde, Paris, 1912), para. 432 ; *ibid.*, *Traité théorique des dessins et modèles* (5^e éd., Marchal & Godde, Paris, 1915), para. 699.
- ⁸¹ A. Chavanne et J.-J. Burst, *op.cit.* (4^e éd., 1993), para. 354 ; J.-C. Galloux, *Droit de la propriété industrielle* (1^{er} éd., Dalloz, Cours, Paris, 2000), paras. 120 et 1178 ; J. Schmidt-Szalewski et J.-L. Pierre, *Droit de la propriété industrielle* (4^e éd., Litec, Paris, 2007), para. 199.
- ⁸² F. Pollaud-Dulian, *La propriété industrielle* (Economica, Paris, 2011), fn. 2, p. 295 ; J. Passa, *Droit de la propriété industrielle* (t. 2, LGDJ, Paris, 2013), para. 635.
- ⁸³ Cass. com., 01.02.2001, Consorts Ghione c. Nirp International et autre : *Prop. ind.* 2002, n° 7, com. 74, comm. Schmidt-Szalewski.
- ⁸⁴ CA Paris, 1^{er} ch., sec. C, 28.02.2008, Sté Liv Hidravlika DOO c. SA Dieblot : *CCE* 2008, comm. n° 75, note Caron ; *Prop. ind.* 2009, n° 2, comm. 2, note Raynard ; *PI* 2008, n° 29, p. 476, obs. Galloux.
- ⁸⁵ Cass. 1^{er} civ., 12.06.2013, n° 12-16.864, inédit : *JCP G* 2013, n° 27, doct. 784, obs. Ch. Seraglini, para. 3.
- ⁸⁶ See J.-M. Bruguière et E. Gillet, “Litiges de propriété intellectuelle L’apport de la loi de simplification et d’amélioration de la qualité du droit du 17 mai 2011”, *JCP E* 2011, n° 37, Étude 1663, para. 28.
- ⁸⁷ Art. 196, loi de simplification et d’amélioration de la qualité du droit (n° 2011-525 du 17 mai 2011), JO 2011-525 du 18 mai 2011.
- ⁸⁸ C. Jarrosson, “L’arbitrabilité : Présentation méthodologique”, *Revue de jurisprudence commerciale*, Vol. 40 (1996), p. 5.
- ⁸⁹ T. Clay, “La simplification de la transaction et de l’arbitrage dans le code civil”, *JCP G* 2014, n° 16, doct. 492, paras. 42-56.
- ⁹⁰ 仏民訴手続法典131-12条及び1534条。
- ⁹¹ Cass. civ. 2^e ch., 26.05.2011, n° 06-19.527, 1032 : Bull. 2011, II, p. 120 ; JurisData 2011-010017 ; *JCP G* 2011, n° 50, doct. 1397, note T. Clay, para. 6 ; *RTD civ.* 2011, p. 593, obs. R. Perrot ; *RTD civ.* 2011, p. 559, obs. P.-Y. Gautier.
- ⁹² Rapport au Président de la République relatif à l’ordonnance n° 2011-1540 du 16 novembre 2011 portant transposition de la directive 2008/52/CE du Parlement européen et du Conseil du 21 mai 2008 sur certains aspects de la médiation en matière civile et commerciale, JORF n° 0266 du 17 novembre 2011 page 19283 texte n° 9.
- ⁹³ Cass. soc. 18.07.2001, n° 99-45.534/99-45.535, Bull. 2001, V, n° 279, p. 224 ; *Revue de l’arbitrage*, n°1 (2007), p. 128, n° 6, obs. J.-P. Tricoit.
- ⁹⁴ T. Clay et P.-Y. Gautier, *see supra.*, fn. 91.
- ⁹⁵ R. Perrot, *see supra.*, fn. 91 ; B. Pons, *op.cit.*, para. 221.484.
- ⁹⁶ European Commission, *Pharmaceutical sector inquiry : Final report* (08.07.2009), paras. 456-458.
- ⁹⁷ J. Drexler, “‘Pay-for-Delay’ and blocking patents – Targeting pharmaceutical companies under European competition law”, *IIC*, Vol. 40, No. 7 (2009), p. 751.
- ⁹⁸ *Authors Guild v. Google Inc.*, 770 F. Supp. 2d 666 (S.D.N.Y. 2011).
- ⁹⁹ K.L. Gregory, “The proposed Google Books Settlement : Copyright, Rule 23, and DOJ Section 2 Enforcement”, *Antitrust*, Vol. 24, No. 3 (2010), p. 29 ; E. Elhauge, “Framing the antitrust issues in the Google Books Settlement”, *Antitrust Chronicle* (October 2009), p. 2.
- ¹⁰⁰ F.A. Hausman and F. Gregory Sidak, “Google and the proper antitrust scrutiny of orphan works”, *Journal of Competition Law and Economics*, Vol. 5, No. 3 (2009), pp. 434-436.
- ¹⁰¹ 著作権・著作隣接権及びデータベース・意匠・特許発明・半導体集積回路・種痘・商標・地理的表示にかかる権利について、それぞれ仏知的財産法典L. 331-1条(4), L. 521-3-1条(2), L. 615-17条(2), L. 622-7, L. 623-31(3), L. 716-4条及びL. 722-8条(2)参照。